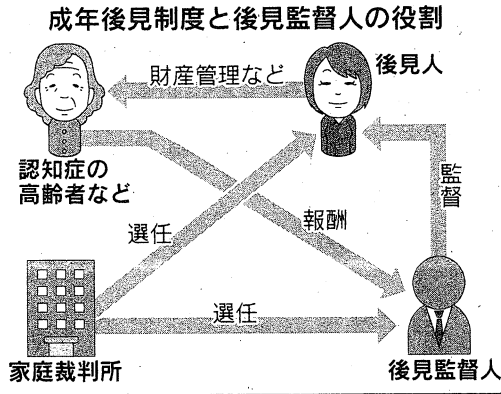
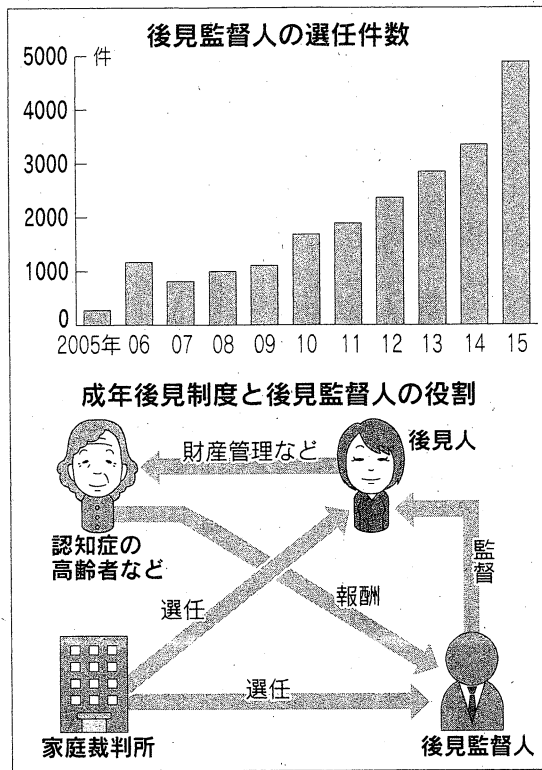


成年後見人

見張り役急増

認知症で判断力が低下した高齢者の財産などを管理する成年後見人の見張り役「後見監督人」の選任件数が急増している。2015年に選任されたのは過去最多の約4800件。後見人による着服行為などが目立ち、家裁が職権で選ぶケースが増えた。不正防止への期待は高いが、専門家は「後見人が適切に役割を果たせるよう、地域全体でのサポートが必要」と指摘している。



▼成年後見制度 認知症や知的障害などで判断能力が十分でない場合に、親族や弁護士、司法書士らが後見人として本人に代わって財産管理や契約などを行う制度。後見人は家裁が本人や家族などの申し立てを受けて選任される。財産を適切に管理しているかどうか、定期的に家裁に報告する義務を負う。2015年の申し立ては約3万4千件で、親族が選ばれたのが約30%、弁護士など第三者は約70%だった。

「不自然な出入金はないか……」。2件の後見監督人を務める佐々木毅司法書士は、大阪府東大阪市の事務所です。3カ月に1回、後見人から送られてきた出納帳に目を光ら

着服相次ぎ 家裁選任最多4800件

人材に限り 地域の支援必要

せる。年金や株式配当といった収入と、入院費などの支出の額が適正かどうかをチェック。銀行通帳の原本の記録とも細かく照らし合わせる。監督している後見人は、いずれも親族。現金管理にとどまらず、多額の資産運用について後見人と協議することも少なくない。「裁判所に代わり、財産を後見人に委ねた本人の暮らしを守っている」という使命感がある」と話す。

後見人の業務をチェックして不正を未然に防ぐ監督人には、主に弁護士や司法書士など法律の専門家や社会福祉士といった第三者が選ばれることが多く、最高裁の統計によると、15年に選任されたのは過去最多の482件。07年以降、右肩上がりに増え続けている。

かつては財産を所有する高齢者や後見人の求めに応じて選ばれることが多かったが、最近では後見される人の財産が多額だったり、財産を巡って親族間で争いがあったりする場などに、家裁が職権で選任する事例が大半を占める。

増加の背景には、後見人による財産の着服といった不正の横行がある。最高裁によると、15年に報告された後見制度を巡る不正は521件で被害総額は約30億円。大半が親族が後見人となったケースだが、37件(被害総額約1億1千万円)は弁護士、司法書士など専門職によるものだった。

大阪でも14年、後見人として管理していた高齢女性の口座から現金550万円を着服したとして元弁護士が業務上横領罪に問われ、大阪地裁で有罪判決を受けている。

被害の未然防止に向けて監督人の果たす役割は大きい。日本成年後見法学会理事長の新井誠・中央大教授(民法)は「高齢化に伴い、後見される人の増加が見込まれるなか、不正防止のために監督人を選ぶのは人材的にも限界がある」と指摘。

報告された後見制度を巡る不正は521件で被害総額は約30億円。大半が親族が後見人となったケースだが、37件(被害総額約1億1千万円)は弁護士、司法書士など専門職によるものだった。

大阪でも14年、後見人として管理していた高齢女性の口座から現金550万円を着服したとして元弁護士が業務上横領罪に問われ、大阪地裁で有罪判決を受けている。

被害の未然防止に向けて監督人の果たす役割は大きい。日本成年後見法学会理事長の新井誠・中央大教授(民法)は「高齢化に伴い、後見される人の増加が見込まれるなか、不正防止のために監督人を選ぶのは人材的にも限界がある」と指摘。